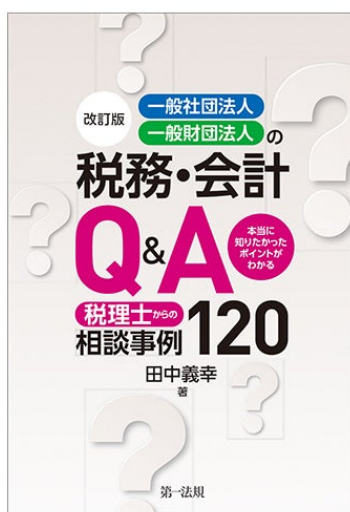


## 【新刊】『改訂版 一般社団法人・一般財団法人の税務・会計 Q&A ～本当に知りたかったポイントがわかる 税理士からの相談 事例120～』 発刊！

非営利法人分野の第一線で活躍する田中義幸氏が、迷いやすい税務のポイントをわかりやすく解説！

法律関連出版物、各種データベースを提供する第一法規株式会社（所在地：東京都港区、代表取締役社長：田中英弥）が、『改訂版 一般社団法人・一般財団法人の税務・会計Q&A ～本当に知りたかったポイントがわかる 税理士からの相談事例120～』を、2023年12月6日に発刊しました。



商品紹介ページはこちら

[https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104783.html?utm\\_source=prtimes](https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104783.html?utm_source=prtimes)

amazonでの購入はこちら

<https://amzn.asia/d/e6g86H8>

楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17645641/>

本書は、非営利法人分野の第一線で活躍する田中義幸氏が、一般社団法人・一般財団法人の税務について、基本的な取扱いから実務で迷いやすいポイントまでをわかりやすく解説した一冊です。

税理士から寄せられた質問をもとにした具体的なQ&Aを多数収録しているほか、非営利型法人の選択や収益事業の判定など、実務で迷いやすいポイントをわかりやすく解説しているため、一般社団法人・一般財団法人の税務が初めてでも安心です。改訂版ではQ&Aを20問追加し、令和5年度税制改正を反映しました。

### 【本書の特長】

- 非営利型法人の選択や収益事業の判定など、実務で迷いやすいポイントを、非営利法人分野の第一線で活躍する著者がわかりやすく解説。
- 実際に税理士から寄せられた質問をもとにした具体的なQ&Aで、本当に知りたかったポイントが確

認できる。

- Q&Aを20問追加し、最新の令和5年度税制改正を反映した改訂版。

## 【目次】（抜粋）

- 第1章 一般社団法人・一般財団法人の税務の特徴
- 第2章 非営利型法人
- 第3章 会計
- 第4章 法人税
- 第5章 消費税
- 第6章 相続税
- 第7章 源泉所得税
- 第8章 印紙税、登録免許税
- 第9章 地方税

**Question 101** 共同開催イベントでのインボイス発行

一般社団法人である学会で、いくつかの団体と共同でイベントなどを開催する場合、インボイスの発行はどのようになりますか。

**A** 共同開催を行う団体のすべてが適格請求書発行事業者である場合には、必要な届出を行うことにより、インボイスを発行することができます。

### 解説

複数の団体が共同で事業を実施する場合、民法上の組合契約を締結していなくても、黙示の合意で民法上の任意組合に該当するケースが多いものと思われます。消費税の取扱いにおいては、任意組合等の事業として行われる取引については、その組合員のすべてが適格請求書発行事業者であり、業務執行組合員が、その旨を記載した届出書に、当該任意組合等の契約書の写しを添付し、納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限り、適格請求書を交付することができます（消法57の6①、消令70の14①）。

この場合、交付する適格請求書に記載する「適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号」は、原則として組合員全員の者を記載することとなりますが、次の事項（①及び②）を記載することも認められます（消令70の14⑤）。

- ① その任意組合等の、いずれかの組合員の「氏名又は名称及び登録番号」（一又は複数の組合員の「氏名又は名称及び登録番号」で差し支えありません）
- ② その任意組合等の名称

204

**Question 102** インボイス発行事業者以外からの仕入れに係る経過措置

個人に対して少額の謝金を支払うことが多い一般財団法人があります。相手からインボイスをもらうことはあまり期待できないのですが、当法人の負担を減らすには、インボイス発行事業者に登録してもらえないでしょうか。

**A** 一定規模以下の事業者は、1万円未満の課税仕入れについて、一定期間、適格請求書の保存を要しないとされる経過措置（少額特例）が設けられていますので、適用できないかどうか検討してみてはいかがでしょうか。

### 解説

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置（少額特例）が設けられています（平成28年改正法附則53の2、平成30年改正令附則24の2①）。

第5年  
消費税

205

## 【商品概要】

### 『改訂版 一般社団法人・一般財団法人の税務・会計Q&A

～本当に知りたかったポイントがわかる 税理士からの相談事例120～』

田中義幸 [著]

- ・ 定価：3,300円(本体：3,000円＋税10%)
- ・ 頁数：296頁
- ・ 版型：A5判

商品紹介ページはこちら

[https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104783.html?utm\\_source=prtimes](https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104783.html?utm_source=prtimes)

amazonでの購入はこちら

<https://amzn.asia/d/e6g86H8>

楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17645641/>

発売元：第一法規株式会社

<https://www.daiichihoki.co.jp>

---

当プレスリリースURL

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000628.000059164.html>

第一法規株式会社のプレスリリース一覧

[https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company\\_id/59164](https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company_id/59164)

---

【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

第一法規株式会社 販売促進第一部

zei-support@daiichihoki.com